

関係者各位

平成 29 年 3 月吉日

「京都食肉市場 特選牛」規格改定について

京都食肉市場株式会社

早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、「京都食肉市場 特選牛」は、さらなる高みを目指して、下記の通りより厳格な規格基準に改定します。

記

目的

平成 28 年 5 月 1 日より「京都食肉市場 特選牛」制度について開始し、実施した中で、より優れた枝肉を選出することで、買参の方々にとってより購買しやすく、より価値のあるものを特選牛に認定したいという観点から、「京都食肉市場 特選牛」の基準を改定することとなりました。

改定実施日

平成 29 年 4 月 1 日上場より

変更内容

これまでの『京都食肉市場において、黒毛和種 A - 5・B - 5 ランクの中でも B.M.S.No.12 に格付けされ、瑕疵のないもの』から

新規格基準は

『京都食肉市場において、月齢 28 か月以上の黒毛和種で B.M.S.No.12、歩留基準値 78.0 以上で、瑕疵のない枝肉のうち、京都食肉市場株式会社 代表取締役社長が「特選牛」にふさわしいと認めたもの』とします。

- ・ 京都食肉市場でと畜、せり上場されたもの
- ・ 黒毛和種（雌・去勢）
- ・ B.M.S.No.12
- ・ 月齢 28 ヶ月以上
- ・ 歩留基準値 78.0 以上
- ・ 瑕疵のないもの
- ・ 京都食肉市場株式会社 代表取締役社長が特選牛にふさわしいと認めたもの

以上